

## 上下水道事業関連条例改正について

- 1 飯田市水道条例 令和7年9月 改正
- 2 飯田市下水道条例 令和7年9月 改正
- 3 飯田市農業集落排水処理施設条例 令和7年9月 改正

**【概要】**

地震等の大規模な災害により被災した給水装置及び排水設備（主に宅内に関する部分）の復旧工事を迅速に行うため、飯田市が指定した工事店等に限らず、他の市町村長等が指定した工事店でも復旧工事ができるよう条件を緩和。

**【改正後条文】**

## ○飯田市水道条例

## (給水装置工事の施行)

第6条 給水装置の新設等の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者（法第3条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

## ○飯田市下水道条例

## (指定工事店の指定等)

第9条 新設等の行為に係る工事は、次の各号に掲げるものを除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）が行い、これ以外の者は行ってはならない。

## (1) 市長が規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるときに、これらの指定を受けた者が行う工事

## ○飯田市農業集落排水処理施設条例

## (指定工事店の指定等)

第11条 新設等の行為に係る工事は、次の各号に掲げるものを除き、飯田市下水道条例（平成13年飯田市条例第30号。以下「下水道条例」という。）第9条第1項に規定する指定工事店（以下単に「指定工事店」という。）が行い、これ以外の者は行ってはならない。

## (1) 市長が規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるときに、これらの指定を受けた者が行う工事

4 飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 令和7年9月 改正

【概要】

職員の部分休業に関する関係法令の改正に伴い、給与の減額に係る規定の中で部分休業に関する箇所を改正。

現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能となった。

【改正後条文】

(給与の減額)

第6条 職員（定年前再任用短時間勤務職員を含む。以下この条並びに次条、第8条及び第9条において同じ。）が勤務しないときは、休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う長（以下「管理者」という。）が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことの承認を除く。）のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。